

介護分野で働いてみませんか？

介護分野就職支援金貸付事業のご案内

介護のお仕事が**未経験**の方で、
介護職員初任者研修など所定の研修を修了した方が
介護分野へ就職するための資金を
無利子でお貸しします。

貸付額 **20** 万円以内



2年間従事すると **全額返還免除！**

- ・高知県内の介護分野で2年間の従事が必要です。
- ・他分野へ転職等された場合は、返還となります。

申請方法（貸付要件や必要書類は裏面をご覧ください。）

所定の研修を修了
（修了予定の場合も可）

介護分野へ
就職決定（内定）



貸付申請

就職日から3ヶ月以内に貸付申請書を提出してください。（内定日から申請可能）

貸付決定

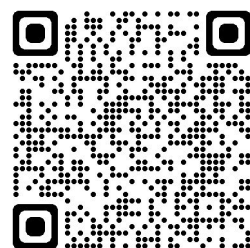
貸付審査により、貸付けの可否を決定します。

貸付金の
交付

借用証書等の書類を提出後、ご指定の口座へ交付します。

貸付けに関する問い合わせ先

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉資金課
〒780-8567 高知市朝倉戊375-1（TEL 088-844-4600）
<https://www.kochiken-shakyo.or.jp/>





貸付対象者

次の全てに該当すること

- (1) 介護職員初任者研修以上の研修を修了した者又は修了を予定している者
- (2) 高知県内の介護保険サービスを提供する施設又は事業所に介護職員等（以下「介護職員等」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者
- (3) 「就職支援金利用計画書」（第3号様式）を提出した者
- (4) 原則として高知県内に住民登録している者であって、上記（2）の施設又は事業所において介護職員等の業務に従事しようとする者。

※「離職介護人材再就職準備資金貸付事業」又は「障害福祉分野就職支援金貸付事業」の貸付けを受けたことがある者は除く。



資金の使途

- ①子どもの預け先を探す際の活動費
- ②介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- ③介護職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥その他、高知県社協会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費



貸付申請書類

- ☐ ①貸付申請書（第1号様式）
（個人の場合は第1-1号様式、法人の場合は第1-2号様式）
- ☐ ②身上調書（第2号様式）
- ☐ ③住民票（申請者 ・ 連帯保証人）
- ☐ ④収入又は所得若しくは資産を証明する書類（連帯保証人）
- ☐ ⑤資格証明書又は研修修了書の写し（研修受講中の場合は、受講証明書の写し）
- ☐ ⑥就職支援金利用計画書（第3号様式）
- ☐ ⑦就職先の内定書等の写し（就職決定後には、雇用契約書の写し）
- ☐ ⑧個人情報の取扱いについて（同意書）
- ☐ ⑨その他必要と認められる書類
・ 貸付申請額の根拠となる書類など

貸付申請に必要な様式は、高知県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。